

基準の改正等に伴う修正項目

(新旧対照表は資料4-2参照)

※ 以下の計画の内容に影響のない軽微な修正は、事務局において修正する。

- ① 修正案に連動して修正が必要なもの
- ② 語句の置き換えに伴う修正
- ③ 組織改正に伴う組織名称の修正

など

基準の改正等に伴う修正項目

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項 目 名	
1 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設となる対象施設の追加	・浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の対象として学校施設を追加する（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。））。	基本	第2	第2	第1	洪水予防対策	1
2 防災まちづくり事業の実施に伴うマップ名称の一元化	・防災まちづくり事業の実施に伴い、浸水時避難計画マップを地域主体で作成する防災マップに一元化するため、マップ名称を修正するとともに、必要な規定の整備を行う。	基本	第2	第2	第2	高潮・津波災害の予防対策	2
		基本	第2	第6	第5	浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難	
		震災	第2	第19	—	防災まちづくりの実践	3
		震災	第4	第3	第2 第3	津波に対する避難訓練の実施 津波からの避難	4
		震災	第4	第4	第5	津波避難対策	
3 山地災害危険地区数の時点修正	・広島県が調査している山地災害危険地区数について、時点修正する（3,720地区⇒3,733地区）。	基本	第2	第2	第4	土砂災害・宅地災害等の予防対策	5
		震災	第2	第5	第2	地震に伴う崖崩れ等による建築物等の被災防止対策	基本編と同一修正につき省略
4 宅地造成工事規制区域内における工事中の宅地造成面積の時点修正	・宅地造成工事規制区域内で工事中の宅地造成面積について、時点修正する（449.44ha⇒416.62ha）。	基本	第2	第2	第4	土砂災害・宅地災害等の予防対策	6
5 指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄の検討	・指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について、検討を進める旨を規定する。	基本	第2	第6	第9	避難所等の防災機能の強化	7
6 指定緊急避難場所表示に係るピクトグラムの使用	・指定緊急避難場所の災害種別ごとの適合表示について、国から示された避難場所等のピクトグラムを使用する旨を規定する。	基本	第2	第6	第10	避難誘導體制の確立	
7 防災まちづくり事業の実施に伴う防災士の資格取得の促進等	・防災まちづくり事業の実施に伴い、地域の防災リーダーの養成を図るため、防災士の資格取得の促進に関する事項を追加するとともに、地域主体の「わがまち防災マップ」を「防災マップ」に名称を統一する。	基本	第2	第8	第1	自主防災組織の実践活動の促進	8
		震災	第2	第18	第1	自主防災組織の実践活動の促進	基本編と同一修正につき省略
		震災	第2	第16	第2	防災まちづくりのステップ	9
8 要配慮者の人数の時点修正	・本市における要配慮者の人数について、時点修正する。	基本	第2	第9	第1	要配慮者の現況	10
		震災	第2	第15	第1	要配慮者の現況	基本編と同一修正につき省略

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
9 災害ボランティアに関する各業務における関係課の明確化	・災害ボランティアに関する各業務における区役所を含めた関係課の明確化等、記載内容を修正する。	基本	第2	第10	—	災害ボランティア活動の環境整備	11・12
		震災	第2	第21	—	災害ボランティア活動の環境整備	基本編と同一修正につき省略
10 災害対策本部事務局の分掌事務の見直し	・災害対策本部事務局の事務の効率化と役割の明確化を図るため、班名、構成及び分掌事務を修正する。	基本	第3	第2	第6	災害対策本部	13
		震災	第3	第2	第3	災害対策本部	基本編と同一修正につき省略
11 災害対策本部の分掌事務の見直し	・災害対応の業務量の平準化を図るため、災害対策本部の分掌事務の見直しを行う。 ・市民局市民活動推進課の分掌事務に市災害ボランティア本部との連絡調整に関することを追記する。 ・下水道関係4団体との災害時における復旧支援協力に関する協定締結を踏まえ、分掌事務の内容を修正する。	基本	第3	第2	第6	災害対策本部	14～17
		震災	第3	第2	第3	災害対策本部	基本編と同一修正につき省略
12 区災害対策本部の分掌事務の見直し	・区災害対策本部と区災害ボランティアセンターとの連携を図るため、情報収集班の分掌事務に区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関することを追記する。	基本	第3	第2	第6	災害対策本部	18
		震災	第3	第2	第3	災害対策本部	基本編と同一修正につき省略
13 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局の見直し	・災害対策本部事務局の分掌事務の見直しに併せ、担当任務及び担当部局等を修正する。	基本	第3	第2	第6	災害対策本部	19
		震災	第3	第2	第3	災害対策本部	基本編と同一修正につき省略
14 洪水予報の概要に係る修正	・指定河川洪水予報については、発表する情報ではなく、予報であるため記載内容を修正する。	基本	第3	第3	第1	情報の収集・伝達体制	20
15 避難所等における情報収集・伝達環境の計画的整備	・避難所運営等のため、避難所に派遣された職員が情報収集したり、対策本部へ情報伝達するための環境整備について新たに規定する。	基本	第3	第3	第1	情報の収集・伝達体制	21
		震災	第3	第3	第1	情報の収集・伝達体制	基本編と同一修正につき省略
16 非常・緊急電話102番サービス終了	・非常・緊急通話102番サービス終了に伴い、関係項目の記載内容を修正する。	基本	第3	第3	第1	情報の収集・伝達体制	22
		震災	第3	第3	第1	情報の収集・伝達体制	基本編と同一修正につき省略
		基本	第5	第3	—	電信電話施設	23
		都市	第9	第5	第7	大規模情報通信途絶対策	24

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
17 広島市の防災情報等の提供に関する協定の追記	・株式会社中国新聞社との広島市の防災情報等の提供に関する協定締結（平成27年8月3日）に伴い、関係項目に当該協定名を追記する。	基本	第3	第3	第1	情報の収集・伝達体制	25
		震災	第3	第3	第1	情報の収集・伝達体制	基本編と同一修正につき省略
18 気象業務法に規定される警報・特別警報等に係る伝達ルートの記載内容の修正	・気象業務法に規定される警報・特別警報等の伝達ルートと誤解を生じないようにするため、記載内容を修正する。また、正規の伝達ルートと誤解を生じないように図中に注釈（民間気象事業者からFAX配信）を追記する。	基本	第3	第3	第2	気象情報等の収集及び伝達	26・27
19 物資の供給フロー図の修正	・災害対応の業務量の平準化を図るため、衣食等生活必需品の供給に関する業務分担の見直しを行い、これらに関する規定を修正する。 ・株式会社福屋との災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定締結に伴い、関係項目に当該協定名を追記する。	基本	第3	第6	第1	物資の調達	28～30
		震災	第3	第6	第1	物資の調達	基本編と同一修正につき省略
20 水道局事故対策本部の本部員の追記	・水道局事故対策本部の本部員に調整担当部長を追記する。	基本	第3	第7	第2	組織及び体制	31
21 遺体の収容・管理業務に係る関係調書の削除	・本市の地域防災計画上、取扱いのない多数死体調査調書について削除する。	基本	第3	第13	第3	遺体安置所の開設及び管理	32
		震災	第3	第13	第3	遺体安置所の開設及び管理	基本編と同一修正につき省略
22 業務用冷凍空調機器のフロン類の災害廃棄物対象への追記	・広島県地域防災計画の廃棄物処理計画に、業務用冷凍空調機器のフロン類の処理について追加されたため、関係項目に当該内容を追記する。	基本	第3	第15	第2	特別清掃活動	33
		基本	第3	第16	—	災害廃棄物及び土砂の処理対策	
23 災害時における復旧支援協力に関する協定の追記	・下水道関係4団体との災害時における復旧支援協力に関する協定締結（平成28年1月15日）に伴い、関係項目に当該内容を追記する。	基本	第3	第17	第2	施設の応急対策	34
		震災	第2	第6	第2	下水道施設の整備	35
24 緊急通行車両の確認手続き業務に係る記載内容の修正	・緊急通行車両等事前届出事務マニュアルとの整合を図り、記載内容を修正する。	基本	第3	第18	第1	道路交通応急対策	36～40
		震災	第3	第18	第3	緊急通行車両の確認手続き	基本編と同一修正につき省略
25 災害時の船舶交通規制に係る記載内容の修正	・災害時の船舶交通の規制は、航路のみに限定されず広島港内に係ることから、区分を広島港に修正する。また、漂流物等の航路障害物の除去に関する当部の措置は、あくまでも応急的な措置であり、実施主体ではないことから、記載内容を修正する。	基本	第3	第18	第2	海上交通応急対策	41
26 地震発生時における生徒等の措置に係る記載内容の修正	・学校教育法施行規則第63条及び教育委員会が示した「学校防災マニュアル『非常変災時の対応について』（平成26年4月改正）に基づき、学校（園）長の判断基準として「震度4以下の地震が発生した場合、地域により影響度が異なるため、地域の状況などを勘案し、臨時休業等の判断をする」と規定していることから、これに準じた内容に修正する。	基本	第3	第22	第2	学校教育における応急対策	42
		震災	第3	第22	第2	学校教育における応急対策	基本編と同一修正につき省略

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
27 災害救助法に係る事務処理の総括業務移管に伴う記載内容の修正	・災害対応の業務量の平準化を図るため、災害救助法に係る事務処理の総括業務を危機管理室危機管理課へ移管することとし、これらに関する規定を修正する。	基本	第3	第25	第1 第2	災害救助法による応急救助 小規模・中規模災害時の応急救助	43
		震災	第3	第25	第1 第2	災害救助法による応急救助 小規模・中規模災害時の応急救助	基本編と同一修正につき省略
28 協定一覧表の区分化等に伴う記載内容の修正	・現行の協定一覧表について、国及び地方自治体と民間団体への分類化及び新たに締結した協定の追記を行う。	基本	第3	第26	第1	民間団体等への協力要請	44～46
		震災	第3	第26	第1	民間団体等への協力要請	基本編と同一修正につき省略
29 災害時等における水質検査の相互応援に関する協定の追記	・広島県及び県内の水道事業者のうち自主検査を行っている6市で、災害等により水道水の水質検査ができなくなった場合に備えた水質検査の相互応援協定を締結したため、関係項目に当該協定名を追記する。	基本	第3	第26	第3	国及び他の地方公共団体等への応援要請	47
		震災	第3	第26	第3	国及び他の地方公共団体等への応援要請	基本編と同一修正につき省略
30 緊急消防援助隊の応援等要請に係る連絡手段の明確化	・緊急消防援助隊運用要綱の見直し（平成27年3月31日付消防庁長官通知）に伴い、緊急消防援助隊の応援等要請のための市町村長からの連絡手段の明確化を行う。	基本	第3	第26	第5	緊急消防援助隊の応援等要請	48
		震災	第3	第26	第5	緊急消防援助隊の応援等要請	基本編と同一修正につき省略
31 災害ボランティアの受入に係る記載内容の修正	・災害ボランティアに関し、本章（災害応急対策）と第2章（災害予防計画）において、平常時の取組と災害発生時の取組が混在して記載されている等のため整理する。併せて、区災害ボランティアセンター、ボランティア活動拠点及び資機材提供に関し、区役所を含めた関係課を明確化するとともに、資機材の提供は貸出しに限定されない（例：土嚢袋等消耗品の提供）ことから、適切な表現に修正する。	基本	第3	第27	—	災害ボランティアの受入	49・50
		震災	第3	第27	—	災害ボランティアの受入	基本編と同一修正につき省略
32 日本赤十字社広島県支部の災害救援物資品目の修正	・日本赤十字社広島県支部の災害救援物資取扱要領の見直しに伴い、小災害時における災害救援物資支給品目を修正する（学用品セットの削除）。	基本	第4	第3	第4	災害弔慰金・見舞金等の支給	51
33 農林漁業セーフティネット資金等の年利率の修正	・農林漁業セーフティネット資金等の金利（年利率）について、時点修正する。	基本	第4	第4	第1	農林漁業関係の融資	52～54
34 中小企業関係の融資内容の修正	・中小企業関係の融資に係る貸付期間の変更に伴い、記載内容を修正する。	基本	第4	第4	第2	中小企業関係の融資	55
35 義援金及び救援物資の受入・供給に関する所管部局等の修正	・災害対応の業務量の平準化を図るため、義援金に関する業務及び救援物資の受入・供給に関する業務の所管を見直し、これらに関する規定を修正する。また、他の市町村が被災した場合の義援金等の受入決定については、被災地の被災状況等を迅速に把握することができる危機管理室が行う旨の内容に修正する。	基本	第4	第5	—	義援金及び救援物資の受入・配分計画	56～58
36 中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所における防災組織等の修正	・中国電力株式会社防災組織見直しに伴い、各災害対策総本部と各災害対策本部の構成と任務等の内容を修正する。	基本	第5	第1	別表3 別表5 別表7-1 別表7-2 別表7-3	総本部における各体制の組織編制および本部長・副本部長・総合復旧班長・被災従業員支援班長の役割 総本部における防災体制下の各班の任務 防災体制下の情報・指令伝達経路1 防災体制下の情報・指令伝達経路2 防災体制下の情報・指令伝達経路3	59～64

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項 目 名	
37 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店防災業務計画の修正	・日本貨物鉄道株式会社本社の防災業務計画に順じて、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店の防災業務計画を修正する。	基本	第5	第4	第2	日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	65～67
38 広島電鉄株式会社の車両保有台数及び災害対策本部の構成内容等の修正	・車両数の変更及び防災業務計画の内容を反映させるため、関係項目の記載内容を修正する。	基本	第5	第4	第5	広島電鉄株式会社	68～70
39 広島バス株式会社異常気象時措置計画の修正	・広島バス株式会社の組織改正に伴い、異常気象時措置計画を修正する。	基本	第5	第4	第6	広島バス株式会社	71・72
40 広島ヘリポート緊急計画の修正	・指定管理者制度導入に伴い、広島ヘリポート緊急計画等を修正する。	基本	第5	第4	第9	広島県広島ヘリポート管理事務所	73～77
41 株式会社中国放送の災害時における関係情報受信担当等の修正	・役職名称の変更等に伴い、関係項目の記載内容を修正する。	基本	第5	第5	第2	株式会社中国放送	78
42 内水への対応	・内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」において、内水（雨水出水）に係る具体的な対応が追加されたことから、本市における内水への対応を規定する。	水防	第4	第4	—	災害種別に応じた避難	79
43 応急対策用資器材確保に係る記載内容の修正	・応急給水体制の変更に伴い、記載内容を修正する。	震災	第2	第6	第1	上水道施設の整備	80
44 備蓄品目及び備蓄数量の修正	・食料品目の変更等に伴い、備蓄品目及び備蓄数量を修正する。	震災	第2	第13	第10	食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	81
45 広島港港湾区域における入港船舶隻数等の修正	・広島港港湾区域における入港船舶隻数等について、時点修正する。	都市	第2	第2	—	市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況 資料3 大型旅客船の入港状況 資料4 コンテナ等定期航路の就航状況	82～86
46 広島地区排出油等防除協議会会員名簿の修正	・事業所名等変更に伴い、広島地区排出油等防除協議会会員名簿の記載内容を修正する。	都市	第2	第4	資料6	広島地区排出油等防除協議会会員名簿	87～89
47 広島ヘリポート平面図への更新	・広島ヘリポート区域の最終形供用に伴い、広島ヘリポートグリットマップを広島ヘリポート平面図に変更する。	都市	第3	第2	—	市域における飛行場施設等の現況 資料1 広島ヘリポートグリットマップ	90・91
48 広島電鉄市内線及び宮島線内の一日平均利用者数等の修正	・広島電鉄市内線及び宮島線内の一日平均利用者数、ダイヤ改正による運行本数を時点修正する。	都市	第4	第2	—	市域における鉄道施設等の現況 資料1 鉄軌道施設の概要	92
49 広島新交通1号線の内一日平均利用者数等の修正	・広島新交通1号線（本通駅～広域公園前駅）の内一日平均利用者数を時点修正する。	都市	第4	第2	資料1	鉄軌道施設の概要	93
50 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路における一日当り交通量等の修正	・西日本高速道路株式会社が管理する高速道路（山陽自動車道、広島自動車道、中国自動車道、広島呉道路）における一日当り交通量及び区間を時点修正する。	都市	第5	第2	資料1	高速道路等の概要	94
51 広島高速1号線等の一日当り交通量等の修正	・広島高速1号線～4号線の内一日当り交通量及び区間を時点修正する。	都市	第5	第2	資料1	高速道路等の概要	95
52 本市における火災発生状況（過去10年間）の修正	・本市における火災の発生状況（過去10年間）を時点修正する。	都市	第6	第2	—	市域における大規模施設等の現況 別表6 広島市の火災発生状況（過去10年間）	96

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所				新 旧 対 照 表 頁 番 号	
		編	章	節	項		項 目 名
53 広島県保有の大規模火事災害対応 用資機材数の修正	・広島県が保有している大規模火事災害対応用資機材数（消防車両を除く）について、時点修正する。	都市	第6	第2	別表7	消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況	97
54 火薬類施設等の現況の修正	・火薬類施設数及び高圧ガス保安法で規定している事業所数等について、時点修正する。	都市	第7	第2	—	市域における危険物等施設の現況	98
55 一般高圧ガス大量保有事業所一 覧表の修正	・施設の廃止等に伴い、一般高圧ガス大量保有事業所一覧表について、時点修正する。	都市	第7	第2	資料	特に注意すべきガス類施設	99